



平成 30 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 京 衡 機

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 竹 中 洋

(コード番号 7719 東証第2部)

問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 管 理 担 当 猪 野 久 仁 朗

(TEL. 03-5207-6760)

### 東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 26 日提出の「改善報告書」につきまして、有価証券上場規程第 503 条第 3 項の規定に基づき、同年 5 月 31 日付の当社の経営体制の変更を踏まえて見直した改善措置を記載した「改善状況報告書」を本日別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添書類：改善状況報告書

以 上

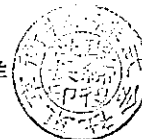
# 改善状況報告書

平成 30 年 8 月 20 日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿



株式会社東京証券  
代表取締役社長 竹中 洋



平成 30 年 3 月 26 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 3 項の規定に基づき、当社の経営体制の変更を踏まえて見直した改善措置を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

当社は、平成 30 年 5 月 31 日開催の第 112 回定時株主総会及び同総会後の取締役会において、代表取締役の異動をはじめとする経営体制の刷新を行いました。改善報告書は、それ以前の旧経営体制が継続することを前提に作成しておりましたので、現経営体制の下で、当社グループのガバナンスを強化する観点からその内容についての見直しに取り組みました。

その結果、過年度の決算短信等の訂正の原因となった無錫三和塑料製品有限公司の元役職員による不正問題への関与は認められなかったものの当時董事長として不正の防止・追及ができていなかったと調査委員会から指摘を受けた取締役が当社の唯一の常勤取締役として代表取締役社長に就任していることに関して、当社グループのガバナンスを強化する観点から当社の業務執行体制の強化等を追加するよう改善措置を見直しております。



## 1. 追加した改善措置

### (1) 当社グループのガバナンス体制の強化

#### ① 当社の業務執行体制の強化

当社では、執行役員制度を採用し、取締役（会）は経営の戦略的な意思決定と監督機能を担い、執行役員はグループ各社の業務執行と管理を担うよう、それぞれの役割を明確化しております。

当社の業務執行体制は、これまで、取締役 7 名（うち、社外取締役 3 名）、執行役員 8 名（うち、代表取締役を含む取締役との兼務者 3 名）であったところ、平成 30 年 5 月 31 日開催の定時株主総会及び取締役会の決議を経て、取締役 5 名（うち、弁護士 1 名を含む社外取締役 4 名）、執行役員 4 名（取締役との兼務者なし）へと刷新しております。

これにより、日常的な業務執行においては代表取締役による専断行為を防止するとともに、取締役会においては多様なバックグラウンドをもつ社外取締役からの批判的又は忌憚のない意見が反映されやすい体制へと強化しております。

#### ② 当社取締役（会）による業務執行の監督体制の強化

当社では、社内規程において業務執行に係る決裁権限に係る基準を定めており、金額その他の重要性に応じて取締役会決議、稟議書による社長決裁、所定帳票による社長決裁、管掌取締役ないし担当執行役員の決裁等の区分を設けております。

取締役会の議題及び資料については、原則として会日の 3 日前までに取締役・監査役に e メールで送付することで、取締役会において活発な議論を行なえる体制としております。また、稟議書による社長決裁については、関係回付先の取締役・執行役員が決裁前に確認し、所定帳票による社長決裁については、管理担当執行役員が社長の決裁前又は決裁後に確認することで、代表取締役の業務執行をチェックできる体制としております。

このたび、当社は、上記①に記載のとおり、取締役 5 名中 4 名が当社の事業運営に直接関わらない社外取締役となりました。このため、唯一の常勤取締役である代表取締役に対する日常的な業務執行に対する監督機能の強化が必要になるとともに、社外取締役に対する十分な情報提供が不可欠になります。

これを受け、当社では、社長決裁前の稟議書（写し）を全ての取締役・監査役に対して e メールにて回付することで、社外取締役が事業に関する重要事項の決定を随時把握し、代表取締役による日常的な業務執行を監督できるようにいたしました。また、取締役会の議題及び資料をできるだけ早期に e メールで送付し、必要な場合には事前に説明するだけでなく、取締役会に必ず執行役員が参加して説明することで、社外取締役に対する情報提供の態勢を強化しております。

#### ③ 当社監査役（会）による職務執行の監査体制の強化

当社の監査役（会）による取締役の職務執行の監査体制は、これまで、常勤監査役 1 名に加え、法律の専門家である弁護士 1 名を含む独立社外監査役 3 名であったところ、平成 30 年 5 月 31 日付の定時株主総会の決議を経て、新たに税務・会計の専門家である税理士資格及び公認会計士資格を有する独立社外監査役 1 名が追加で就任いたしました。これにより、法

律面だけでなく、税務・会計面からもより公正かつ専門的なチェックができる体制となりました。

各監査役は、取締役会に出席するとともに、常勤監査役が中心となって把握した当社グループの事業活動の状況について適宜情報共有を行い、職務執行を監査しております。なお、当社の常勤監査役は、中国子会社を含む重要な子会社の監査役・監事を兼任し、グループ全体の事業活動の状況の把握に努めております。

このたび、上述のとおり、社長決裁前の稟議書（写し）を全ての監査役に回付するようにしたこと、及び、取締役会の議題及び資料をできるだけ早期に e メールで送付し、必要な場合には事前に説明を行うようにしたこと、取締役による職務執行の状況を適時に把握し、コンプライアンスの観点から問題がある場合は事前に差止め等ができるようにいたしました。

#### ④ 内部統制の強化

平成 30 年 5 月 31 日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」にて開示しているとおり、当社には開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効に機能していない状況を認識しております。

これに対しては、平成 30 年 4 月 1 日付で、他社での内部統制及び財務・会計に関する業務経験を有する人材を新たに内部統制室長として採用し、当社グループの内部統制・内部監査体制の見直し・強化を進めております。また、平成 30 年 5 月 31 日付の経営体制の刷新に伴い、モニタリング機能の向上を図り、不正防止及び不備・誤謬の炙り出しを行うことを主眼として、当社及び中国子会社の内部統制委員会のメンバーを変更するなど、内部統制の強化・最適化を図っております。

また、上述の社長決裁前の稟議書回付や取締役会の議題及び資料送付の早期化などについては、内部監査において継続的にチェックしてまいります。

## 2. 追加した改善措置の実施スケジュール

追加した改善措置の実施スケジュールは、以下のとおりです。

実施項目	平成 30 年						
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
当社グループのガバナンス体制の強化							
①当社の業務執行体制の強化					.....▶	▶	▶
②当社取締役(会)による業務執行の監督体制の強化					.....▶	▶	▶
③当社監査役(会)による職務執行の監査体制の強化					.....▶	▶	▶
④内部統制の強化					.....▶	▶	▶

【凡例】 .....▶ 施策等の検討・準備      ▶ 運用、継続的

以上